

田川伊田駅舎施設
特定事業の選定について

平成30年5月2日

福岡県田川市（産業振興課）

第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

田川市は、平成30年4月16日に実施方針を公表した「田川伊田駅舎施設の運営事業（以下、「本事業」という。）」を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき特定事業として選定するに当たり、実施することが適切であるか否かの評価を行いました。

第2 選定の基準及び評価の方法

1 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効果的に実施できることを選定の基準としました。また、田川市の財政負担の縮減が期待できることを基準としました。

2 評価の方法

本事業のような駅舎を全体的に活用し、企画運営を本市規模の地方公共団体が自ら実施している例はなく、収支算定に比較できるデータを揃えることができないため、定量的評価を行わず、定性的評価を行うこととしました。

なお、田川市の財政負担の縮減が期待できることを基準とする評価については、現状の維持管理費との比較により、定量的評価を行うこととしました。

第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができます。

1 駅舎施設全体をプロデュースすることによる地域競争力の向上

田川伊田駅舎周辺には、商店や事務所、金融機関、医療機関、そして福岡県立大学など教育機関が集中しており、駅舎をはじめとした地域内におけるコンテンツの充実次第では、地元住民の利用にとどまらず、田川地域や周辺からの利用も見込める施設

です。

しかしながら、最近の住民ニーズに合致していない業種業態や、シンボリックな施設である田川伊田駅舎が活かされていないことから寂れたイメージとなり、人々が楽しめるエリアとは言い難い状況にあります。

今後、現状を好転させるために田川伊田駅舎に求められる機能として「鉄道・バスの利用者の利便性向上」「市街地の集客の核となるコンテンツの集積」「地域鉄道活性化のシンボル」「施設運営者の安定的、継続的な経営体制」があげられます。

こうした理由から、本事業を特定事業として実施する場合、駅舎施設全体をプロデュースすることによる直接的効果だけでなく、その他の波及効果が生み出されることにより、田川の競争力向上が期待されます。

2 効率的かつ効果的な運営・維持管理

本事業を特定事業として実施する場合、実施方針条例に基づき利用料金を定めることができることや、利用者のニーズに応じた更新投資等を柔軟に行うことができるなど、民間事業者は高い自由度を持って運営・維持管理を行うことができます。これらにより、民間事業者の持つ運営・維持管理に関するノウハウが最大限活用でき、効率的かつ効果的な運営・維持管理が期待されます。

3 民間事業者の独立採算制を目指した公共施設管理

本事業においては、募集段階であらかじめ発生するリスクを想定しています。本事業を特定事業として実施する場合、その責任分担を、田川市と民間事業者の間で締結する公共施設等運営権実施契約において明確にすることで、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待されます。

4 田川市の財政負担の縮減と公共施設等運営権対価による歳入の可能性

本事業を特定事業として実施することにより、田川市は維持管理費用を縮減することができ、将来的には民間事業者から公共施設等運営権対価として得ることで歳入の確保が期待されます。

管理項目	負担区分	費用（円）
消防用設備保守点検	民間事業者	54,000
火災保険	民間事業者	10,726
清掃業務委託料	民間事業者	1,182,938
電気	民間事業者	1,018,549
警備業務委託	民間事業者	174,960
水道	民間事業者	94,400
修繕等	民間事業者	7,240
浄化槽維持管理業務委託	民間事業者/市	1,423,000
P C B 検査委託料	市	27,000

上表は、平成29年度の田川伊田駅舎施設の維持管理に要した費用を表しています。本事業を特定事業として実施する場合、本市の維持管理費の費用負担はなく、運営事業者が負担することとなります。

また、本事業を特定事業として実施する場合、駅舎施設改修後に新たに発生するエレベーター維持管理費や今後の修繕費は民間事業者の負担となるため、定量的な比較はできないものの、田川市の財政負担のリスクは削減されることとなります。

第4 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できます。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、P F I 法第7条に基づき、特定事業として選定します。